

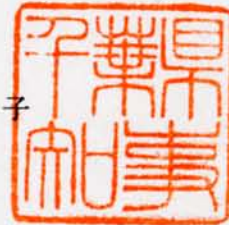
一般廃棄物処理施設変更許可証

平成18年2月22日

住 所 千葉県松戸市上本郷86番地
氏 名 株式会社イサカエンタープライズ
代表取締役 井坂 勝則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 堂本 暁子



許可の年月日	平成18年2月22日	許可番号	17-6
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別	ごみ処理施設(選別・圧縮・破砕施設) 瓶、缶、ペットボトル、廃プラスチック		
設置場所	千葉県松戸市上本郷押堀85番1、85番3、86番1		
処理能力	62.7t/日 (7.842t/時×8時間)		
許可の条件	1 ごみ処理施設における作業は、廃棄物が飛散・流出しないよう衛生的かつ安全に留意して行うこと。 2 ごみ処理施設について、故障、破損等事故が発生したときは、速やかにその状況を報告すること。 3 一般廃棄物の処分等に関し、必要な報告を求めたときは、速やかに報告すること。		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		